

第3回千葉市景観総合審議会会議録

1 日 時： 平成24年11月21日（水）午後2時00分～午後2時50分

2 場 所： 公益財団法人千葉市国際交流協会 会議室

3 出席者： （委員）

北原委員、栗生委員、田口委員、野澤委員、八木委員、
山崎委員、大内委員、中野委員、宮下委員、小林委員、
植草委員

（事務局）

増田参事、小林課長、加藤室長、前橋主査、瀧本主任技師、
小澤主任技師、河村技師、林技師、木島

4 議 題

1. 開 会

2. 千葉市挨拶

3. 会長挨拶

4. 会議録署名人の指名

5. 議事

1) 屋外広告物制度の課題と検討部会の設置について

2) 景観形成推進地区「幕張新都心中心地区」の指定について

3) 景観法に基づく行為の届出の状況について

4) 第2回千葉市都市文化賞の選考について

6. その他

7. 閉 会

5 会議経過

事務局：それでは、ただいまより第3回千葉市景観総合審議会を開催いたします。私は、本日の司会進行を務めさせていただきます都市計画課の前橋でございます。よろしくお願いいたします。

本日、ご出席いただいております委員は、15名中11名でございます。過半数に達しておりますので、千葉市景観総合審議会設置条例第5条第2項により、本審議会は成立いたします。

また、千葉市景観総合審議会運営要領により、審議会は公開を原則としておりますので、公開会議となりますことについてご了承いただきたいと思っております。

なお本日、現在のところマスコミまたは傍聴の希望はございませんのでお知らせ申し上げます。

それでは、開催に当たりまして、千葉市都市局都市部参事増田よりあいさつを申し上げます。

増田参事：千葉市都市部参事の増田でございます。

委員の皆様には、お忙しい中、第3回景観総合審議会にご出席いただきましてありがとうございます。日ごろから本市の都市行政に対し、ご指導ご協力いただき、感謝を申し上げます。おかげさまで、本年5月、第2回景観総合審議会にて景観形成推進地区「幕張新都心中心地区」の指定につきまして答申をいただき、その後、都市計画審議会を経て、本年10月1日付で指定をすることができました。改めてお礼申し上げます。

ただ、幾つかの課題もございまして、この推進地区における屋外広告物につきましては、そのときの説明にありましたように、法的な上乘せがないということで、何らかの対策をする必要があることを認識しております。

市といたしましては、幕張新都心地区の発展は重要なテーマであり、地域の個性を生かした屋外広告物のルールを地域の自主的なコントロールだけでなく、屋外広告物制度の中にきちんと取り込み、法に則ったものとするのが魅力あるまちの景観づくりに重要であると考えております。

今後の景観形成推進地区の取り組みを強化する上で、地域の合意形成が十二分に機能するよう屋外広告物条例の見直しを含め検討してまいりたいと考えております。

また、このほかにも本市の屋外広告物制度は幾つかの課題に直面しております。景観の形成とにぎわいづくりという相反する要素をコーディネートする上で、屋外広告物の果たす役割は大きいものがあるというふうに考えております。本日は、ぜひそれぞれのお立場から忌憚のないご意見をいただきまして、屋外広告物制度のさらなる充実を図り、魅力あふれるまちづくりに資してまいるのでございますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

事務局：続きまして、委員の皆様をご紹介させていただきます。

なお、紹介順と座席につきましては、お手元の委員名簿の順番となっておりますのでご了承ください。また、委員名簿の役職につきまして変更が生じています委員におかれましては、後日、事務局までご一報いただきたいと存じます。それでは、ご紹介いたします。

千葉大学工学部教授、北原理雄委員でございます。

千葉大学工学部教授、栗生明委員でございます。

多摩美術大学美術学部教授、田口敦子委員でございます。

工学院大学建築学部教授、野澤康委員でございます。

NPO法人景観デザイン支援機構副代表理事、八木健一委員でございます。

日本大学理工学部助教、山崎誠子委員でございます。

財団法人日本色彩研究所主任研究員、大内啓子委員でございます。

千葉県屋外広告美術共同組合常務理事、中野聖子委員でございます。

社団法人千葉県建築士事務所協会副会長、宮下登久子委員でございます。

千葉県警察千葉市警察部総務課長、小林秀樹委員でございます。

公募による市民委員、植草昭教委員でございます。

以上、本日の出席者は11名でございます。

なお、欠席者は4名でございます。千葉大学法科大学院教授、鈴木庸夫委員、NPO法人まちづくり千葉理事長、山本俊子委員、千葉商工会議所常務理事、小川隆委員、市民委員日野勝吾委員の4名でございます。

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

本日、都市局長の鈴木、都市局次長の河野、そして、都市計画課長の小林が出席の予定でございましたが、所用により欠席させていただいております。

千葉市都市局都市部参事増田です。

都市計画課都市景観デザイン室長、加藤です。

都市景観デザイン室主任技師、瀧本です。

都市景観デザイン室主任技師、小澤です。

都市景観デザイン室技師、河村です。

都市景観デザイン室技師、林です。

都市景観デザイン室、木島です。

最後に、私、都市景観デザイン室主査、前橋でございます。以上、よろしくお願いたします。

続きまして、ここで本日の資料を確認させていただきます。

事前にお送りしております資料につきまして、本日、お持ちいただくようお願いしておりますが、お持ちでない場合はお申しつけください。よろしいでしょうか。

それでは、資料を確認させていただきます。まず、本日テーブルに配布しております資料は、幕張新都心中心地区景観デザイン基準となっておりますパンフレットと、条例および規則のつづりでございます。続いて、郵送でお送りしております議事資料でございます。1ページ目が次第、席次表、委員名簿、本日の議事になります。議事1が屋外広告物制度の課題と検討部会の設置について、議事2が、景観形成推進地区、幕張新都心中心地区の指定について、議事3が、景観法に基づく行為の届出の状況について、議事4が、第2回千葉市都市文化賞の選考についてとなっております。

以上が本日の資料でございます。不足がございましたらお声をかけていただきたいと存じます。よろしいでしょうか。

それでは、北原会長にごあいさつをお願いしまして、引き続き会議録署名人の指名、議事に進んでいただければと思います。よろしくお願いたします。

北原会長：改めまして、皆さんこんにちは。大変寒くなってきましたが、お忙しい中をご出席いただきましてありがとうございます。

先ほど、参事さんのあいさつにもございましたけれども、前回景観形成推進地区の指定について、ここでご審議いただいた結果、指定になって、大変大きな一歩前進なのですが、同時に新しい課題も出てきたわけで、今日はその問題についてご意見をいただき、またご審議をいただければと思います。よろしくお願いたします。

それでは、早速ですが、次第に沿って進んでいきたいと思ひます。

会議録署名人ですが、会議録は、会長と会長が指名する委員が署名すること

になっています。公平性を期すために、会長を除いた輪番制でお願いしています。名簿順で行くと、今回は八木委員の順番になりますからお願いできまじょうか。

八木委員：はい、わかりました。

北原会長：ありがとうございます。会議録署名人は八木委員にお願いいたします。

続いて、議事に入ります。

初めに、議事1の屋外広告物制度の課題と検討部会の立ち上げについてですが、「屋外広告物制度の課題」と「検討部会の立ち上げ」の2つに中身が分けられるようです。まず屋外広告物制度の課題について、事務局から説明をお願いします。質問は議事ごとに事務局説明が終わった後でお願いしますが、議事1は、屋外広告物制度の課題の説明の後に質問の時間をとりたいと思います。

では、事務局よろしくをお願いします。

事務局：デザイン室の加藤でございます。よろしくをお願いします。

まず、背景としまして、近年の社会情勢の変化、関係法令の改正、技術の進歩などにより、屋外広告物制度を取り巻く状況が複雑になっていることが挙げられます。それに伴いまして、基準の緩和の要望ですとか、道路法などの関係法令との不整合、今まで想定していなかった広告物の出現など、幾つかの問題が発生しております。これらに対応する制度づくりが課題となっております。

こういった問題を解決するために、条例改正等の対応を検討する必要があるというのが現在の状況でございます。

本日は、こういった課題のうち特に重要なものと思われるものについて4点ほどご説明させていただきたいと思います。

まず、1点目ですけれども、地域が合意形成したルールに対応する許可基準の創設がございます。この後、議事2でも説明しますけれども、幕張新都心中心地区では、景観形成推進地区に指定したものの、景観法では、屋外広告物は対象外となっております。現在、屋外広告物については、その制限が自主ルールとなっております。これを先ほど参事からも説明がありましたように、屋外広告物制度の中へ取り込んで許可を伴う制限に発展させていこうということでございます。

この自主ルールを法的拘束力のあるルールとするために、屋外広告物条例において、景観保全型広告整備地区といったような地区指定の制度を導入することが必要であると考えております。

また、一方、繁華街等でまちににぎわいをもたらすような屋外広告物について、大きさや個数の基準を緩和してもいいのではないかとというような声もあり、広告物活用地区といった制度の導入も検討してまいりたいと思います。いずれも地域住民との合意形成のもとで基準づくりを行うものでございます。

2つ目に、社会情勢の変化により自治体が広告料収入を活用することが増えてきております。本市でも要望がございまして、中には、現在の屋外広告物条例において、禁止物件に指定されているものについても「広告物の掲出したい」という声が上がっております。

スライドに映してあるものは、極端な例ですが、禁止物件である高架構造物のモノレール支柱に広告物を掲出した場合をイメージした写真となります。これは合成写真になりますからつくったものですが、モノレール支柱に広告物を掲出したいがどうなのかというような話が聞こえてきております。

また、広告付きの案内板をつくりたいといったことや、公共施設の維持管理のために、第三者広告を掲出したいというような声に対して、屋外広告物制度において、どのように対応していくのかということを検討する必要があると感じております。

3つ目としまして、都市再生特別措置法の改正に対応する制限の緩和がございます。都市再生特別措置法の改正により、地域の活性化を図ることを目的に、道路占用の制限の緩和ができるようになりました。これに伴い、道路占有許可としては、道路空間に広告物を掲出することが可能となりますが、屋外広告物条例において、基準がなかったり、禁止物件となっている場合があったりと、道路占有許可の制限との整合を図り、場合によっては、新たな基準を設定する必要があると考えております。

スライドには、中央公園プロムナードの歩道に掲出された場合をイメージした写真を表示しております。画面の中央やや上側に売店がありまして、その左側に広告塔を設置した場合は、このような感じになります。

そして、最後になりますが、新しい技術として、LED映像広告というものが出てきており、その制限についてお話しします。LED映像広告は表現の自由度が高く、今後一層普及すると予想されますが、周辺の住宅地への光の影響が強くなりまして、何らかの制限を設けるべきではないかという議論があります。

以上が、屋外広告物制度の課題となります。こういった課題を解決するために、その方法を検討する場として、本審議会に専門の部会を設置させていただければと思っております。ご検討のほどよろしく申し上げます。

議題1の説明は以上になります。

北原会長： どうもありがとうございます。

それでは、ただいま屋外広告物制度の課題ということで、大きく4つ課題を挙げていただきました。こういった課題を検討するために部会を設けたいということですが、部会については、また改めて事務局からご説明をいただくということで、まずは屋外広告物制度の課題について、ご質問等ございましたらお願いします。

八木委員： 初歩的な質問ですが、屋外広告物条例というのは県と市とはどういう関係があるんですか。

北原会長： それでは事務局から、県の条例と千葉市の条例との関係について簡単にお話しします。

事務局： 県内では条例を持っているところは4カ所あります。地方自治法という政令市と中核市である千葉市と船橋市と柏市とそれから、千葉県です。これらは、それぞれの行政エリアにおいて条例は適用されます。

ですから、千葉県の条例が影響するところは千葉、船橋、柏以外の地域の、

木更津とか、松戸とか、野田とか、そういうところとなり、我々の千葉市は千葉市の条例が影響することになります。本来、都道府県が所管する条例でしたが、地方改革の一環で、政令市、それから中核市と、少しずつ権限が移譲されてきたということが実態でございます。

八木委員 : 仕組みはわかります。例えば、千葉市が独自に何かを決めたことが、県の条例と整合しないというような食い違いが起こることもあり得るわけですね。例えば、県ではオーケーだけれども千葉市ではだめということも。これは大丈夫なんですね。

事務局 : 制度的には大丈夫です。全体的には、調和がとれているかという課題は残ります。

八木委員 : わかりました。

北原会長 : ほかに質問は、よろしいですか。

それでは、ただいまの説明の中にもありましたけれども、審議会として、屋外広告物制度の課題に対して解決を図るための方向性を検討する必要がありますので、検討部会を設置したいと思います。

部会の運営について、事務局からお考えをお願いします。

事務局 : それでは、机の上に（仮称）屋外広告部会設置要綱（案）というのが配られています、ご確認できますでしょうか。

まず、第1条の設置をごらんください。部会の名称ですが、屋外広告部会としまして、目的は屋外広告物制度の課題の検討といたします。

次に、第2条の組織ですけれども、屋外広告物制度の制限や緩和に関することですので、専門的な知見からの意見を伺いたく、学識経験者の委員の方から6名以内でお願いしたいと考えております。

次に、第3条ではこの部会を非公開の会議とすることを明記しています。これは、調査審議を行う中で、実際の状況を確認することにより、特定の個人や法人について議論されることが想定されるため、会議を非公開とするものでございます。

また、千葉市景観総合審議会設置条例第7条第2項で部会の委員は、審議会の会長が指名し組織するという規定もございます。

以上でございます。

北原会長 : どうもありがとうございます。

事務局（案）として「部会を設置する」、「この部会の名称は屋外広告部会とする」、「学識経験者5、6名で構成する」という案をお示しいただきましたが、これについてご意見ございますでしょうか。

無いようですので、この案に基づいて部会を設置するというところでよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

それでは、第2条に基づいて、委員は審議会会長が指名することなので、私から指名をさせていただきます。もちろん嫌だと言っていて結構です。グラフィックデザインの分野から田口さん、ランドスケープの分野として八

木さん、同じくランドスケープの分野で山崎さん、建築の分野で野澤さん、色彩の分野で大内さん、以上5名の委員に部会の構成員としてお願いしたいと思いますが、5名の皆さんよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

北原会長 : ありがとうございます。それでは、田口委員、野澤委員、八木委員、山崎委員、大内委員によりしくお願いします。

続いて、議事の2、景観形成推進地区幕張新都心中心地区の指定について、事務局から説明をお願いします。

事務局 : それでは説明いたします。

前回の審議会にて皆様に諮問し、その答申を受け、さらに都市計画審議会も経まして、平成24年10月1日に幕張新都心中心地区を景観形成推進地区として指定する告示を行いました。本日、皆様のお手元に幕張新都心まちづくり協議会とともに作成しましたパンフレットを配布しております。

中を開いていただきまして、景観法で届け出の対象となっている行為については、青色の帯で示されているのが分かるかと思います。

1ページから9ページにおいて、ページの上のほうに青い帯があります。そして、下には景観法の届け出の対象行為と制限の内容が書かれております。

それから、10ページから屋外広告物及び屋外を対象とする広告物の基準が書かれておりまして、ページの上のほうはオレンジの帯で示されております。

これが屋外広告物の自主規制の内容であり、地域の方々、地域の企業の方々には自主的なルールとして守っていただくというものでございます。

幕張新都心中心地区では、このパンフレットを活用して、半年間の周知期間を経まして、来年4月1日より届出の施行になります。

次に、前回の審議会での附帯意見として出されておりました、第2、第3の景観形成推進地区の指定に努めなさいというご意見について、少しご報告させていただきたいと思います。

スライドにありますように、中央公園プロムナード沿道地区において、千葉駅の駅前大通りの地域の企業の人たちと検討を重ねております。それと、幕張新都心の住宅地区である幕張新都心ベイタウンでは、景観形成推進地区の指定を目指して地域の方々と勉強を図っているところでございます。

議事2の説明は以上になります。

北原会長 : どうもありがとうございます。

事務局から景観形成推進地区幕張新都心中心地区の指定についてご説明いただきました。幕張新都心中心地区の景観デザイン基準についてと、それから関連して、景観形成推進地区の第2、第3の候補とし、今地元の皆さんと市で準備されている地区について、ご質問がございましたらお願いします。

植草委員 : 質問ではないですが、10月12日の「読売新聞」の県央版の記事をコピーしたものを持ってきました。この記事の内容は、千葉市の液状化復旧完了というものでして、上の写真が京葉線の海浜幕張北口の土地で、下の写真が液状化の起こったどろどろになっているところです。私も、大震災の液状化の後、結構直

すのが大変なんじゃないかなと思っていました。例えば、歩道なんかはインターロッキングですから、これは元に戻るのかなとずっと思っていたんですけども、今年の初めには直ってしまして非常に感動しました。

まず、私が申し上げたかったのは、あの震災の後、液状化って大変だなと思っていて、こんなに早く復旧をしてくださった千葉市の職員の方々に市民の一人としてお礼を申し上げたいと、本当にどうもありがとうございました。

幕張新都心地区が景観形成推進地区に指定されたということで、今回のようなことが一つのストーリーとして今後語り継がれていくようにして、よりよい景観になっていってほしいということをこの場で申し上げさせていただきます。

北原会長 : ご質問というよりご要望ということでよろしいですね。

植草委員 : はい。

北原会長 : 今後も頑張ってくださいということですので、担当よろしくをお願いします。

ほかにいかがでしょうか。それでは、ほかにご質問等がないようでしたら、議事2の説明については終わりにいたします。

続いて、議事の3、景観法に基づく行為の届け出の状況について、事務局から説明をお願いします。

事務局 : それでは、議事3について説明いたします。

景観法による届け出は、平成23年8月1日に施行され、平成24年7月31日までの12カ月間で40件の届け出がございました。内訳としましては、建築物の新築等については26件、工作物の新設等が11件、開発行為が3件となります。

ここでは、届出の中で協議を行い、デザイン等を変更した事例を2件ほどご紹介いたします。

1つ目はパチンコ店の新築、もう一つは、屋上広告物の意匠となります。

最初の事例ですが、行為の場所は、中央区千葉みなと、建物は鉄骨づくり地上1階建て、延べ面積は3,300平方メートルのパチンコ店の新築工事となります。景観ゾーンとしてはうみゾーンになります。右上の当初案では、赤色や彩度3を超える緑色の使用範囲が大きいデザインとなっております。これを、景観アドバイザーのお力も借りまして、先方さんと協議を行った結果、右下のような色味を抑えたデザインとなるよう指導することができました。こうお話しすると簡単な内容ですが、その協議にかかった時間は4カ月ほどでした。

続きまして、屋上広告物の意匠を協議した事例でございます。以前から、都市景観デザイン推進地区として指定されている中央公園プロムナード沿いのビル屋上の看板でございます。今回デザインの変更を行うということで、業者が相談に来たのですが、当初、赤文字で大きく社名を表示するようなものでした。これでは景観上良くないということで、事業者やビルの所有者と協議して、極力赤色の使用を控え、社名は青系の柔らかい印象になるようなデザインと変更することができました。

まだまだ、不十分な点、多々あろうと思っておりますけれども、審議会委員の皆様のお力を借りながら、良好な景観への誘導を図っていくよう努めてまいりたいと思っております。

議事3の説明は以上になります。

北原会長 : どうもありがとうございます。

景観アドバイザーの皆さんのご意見をお寄せいただいた事例についてご説明をいただきましたが、ご質問等ございましたらお願いいたします。

野澤委員 : 質問は一つ、先ほど建築物の新築26件とありましたが、その用途の内訳はわかりますか。マンションが多いとか、店舗が多いとか。

北原会長 : 事務局のほうでデータがありましたらお願いします。

事務局 : 共同住宅がメインになっておりまして、あとは老人ホーム、専修学校となります。工作物は鉄塔がほとんどです。開発行為はほぼ戸建住宅地となります。

野澤委員 : ありがとうございます。

もう一つ、先ほど事例紹介でパチンコ屋のお話しが出てきまして、私もアドバイザーでやりとりをして、力不足を痛感しております。こういう審査案件をいろいろな場面でやったことがあるんですけども、答えが見つからないと感じています。最初にどぎついを出してくると、余りいいものになってなくても、良くなったというふうに思ってしまうことがあって、それをどうやって抑制したらいいのかというのがこれから考えなきゃいけない課題かなと、アドバイザーとして思っています。

北原会長 : どうもありがとうございます。

ぜひまたアドバイザーの皆さんで情報を交換しながら協議をしていっていただければと思います。やはり数値的にこうだと決めるわけにもなかなかいかなので、よろしくお願ひしたいと思います。

今のご意見に関連してでもよろしいですし、ほかのことでもよろしいですが、ご質問等ございませんか。それでは、議事3については以上といたします。

続いて、議事の4、第2回千葉市都市文化賞について、事務局から説明をお願いします。

事務局 : それでは、議事4、第2回都市文化賞についてご説明いたします。

まず、大変恐縮ですが、結果の公表を12月1日と定めております。この中には選考委員の方々もいらっしゃいますので、ご承知の方はおりますけれども、本日は詳細を差し控えさせていただき、この場では、件数等の概要のみをご説明させていただくことをご了承ください。

まず、応募は平成24年7月1日から8月31日の2カ月間行いまして、37件の推薦をいただきました。

10月6日に第1次選考を行いまして、16件を第2次選考対象物件として選びました。そして、11月3日に、2次選考といたしまして現地審査を行い、1次選考に選ばれた16件の中から8件を都市文化賞として選定いたしました。選ばれた8件は、12月1日に「市政だより」等で公表いたします。そして、表彰式・シンポジウムを、12月20日木曜日、1時半より弁天町の生涯学習センター2階ホールにて行う予定となっております。

議事4の説明は、以上となります。

北原会長 : どうもありがとうございました。

都市文化賞については、栗生さんに選考部会長として審査していただいています。37件のうち16件について現地を見て、本当にお疲れさまでした。そのうちから8件表彰になるということで、受賞作については請う御期待ということとだそうです。私も知らないので、楽しみにしています。

何かご質問等ございませんでしょうか。

それでは、議事4については、以上といたします。

これで、用意された議事はすべて終了いたしました。

次第6のその他について、事務局から何かございませんか。

事務局 : 1つ、今の議事4で、訂正させていただきたいと思います。スライドは正しいのですが、事前に皆様方に郵送で送らせていただいているものには、シンポジウムの開始時間が2時と記載されております。スライドに記されている時間の1時半が正しいので、おわびと訂正をさせていただきます。

それと、もう一つ、この審議会閉会后にこの会場で第1回の屋外広告部会を開催させていただきたいと思います。委員の方々におかれましては、お疲れのところ大変申しわけありませんけれども、もうしばらく事務局とお付き合いいただければと思います。

なお、この屋外広告部会は非公開で行うことをお伝えいたします。

事務局からは以上でございます。

北原会長 : どうもありがとうございます。

その他、委員の皆様の方から何かございませんか。

栗生委員 : 屋外広告で、例えば、モノレールや公共バスに関しても、広告部会で議論していただいたほうがいいのではないかなと思います。もちろん、広告効果というのものもあると思いますけれども、かなりインパクトがあって、何らかの考え方を示したほうがいいのではないかなと常々思っています。ぜひ議論をしていただきたいなと思います。

北原会長 : どうもありがとうございます。

ラッピングバス、ラッピングモノレールについては、市の条例で規定があるんですが、当初は、かなりクオリティーの高いものが走っていて、街の景観にとってプラスになるなと思っていたのですが、だんだん怪しくなってきました。それなりのクオリティーを保つようにするにはどうすればいいかというのをこの機会に検討していただくのは大変よいことだと思います。

部会に期待している役割から逸脱すると、事務局は言うかもしれないけれども、よろしく願います。

他によろしいでしょうか。

小林委員 : なかなか発言できる機会がないんですけれども一言だけ。違法行為者の心理といたしまして、当然ながら広告物の色合いとか、景観の状況とかということが大分影響することになります。当審議会におきまして、いろいろといい案をいただいて、それが逆に防犯になり得るという部分は相当あったと思いますので、今後とも、先生方にはよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

北原会長 : はい、どうありがとうございます。

防犯については、破れガラス理論というのがあって、破れたガラス窓をそのままにしておくとうどん街が廃れていくけれども、すぐ直せば、廃れないと、そういった心理が人にはあるようですので、防犯面でも役立つような景観形成がなされればと思っております。どうもありがとうございます。

植草委員 : ちょっと外れてしまいますが、屋外広告物について、10年ぐらい前にヨーロッパの町が出ている雑誌を見たのですが、その中でオーストリアの世界遺産に指定されている旧市街で、中世時代からの鉄大工で装飾看板をつくっているところがあってきれいだなと思ったんですけども、後で見たらガイドブックとかにも載っていたんです。このような看板だったら、実は観光資源になっちゃうんだと、一つの経済活動にもなっちゃうのかなと思いました。美しい看板をつくるというのは、単に商業上のツールだけじゃなくて、街をきれいにするうえに、経済効果もあるんじゃないかなということを感じましたので、そういう面も考慮したらいかがかなと思います。以上、よろしく申し上げます。

北原会長 : どうもありがとうございました。

部会への宿題が出ましたのでよろしく申し上げます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上ですべて終了いたします。ご熱心にご意見をいただきましてありがとうございます。

それでは、進行役を司会のほうにお返しいたします。

事務局 : お疲れさまでございました。

第3回千葉市景観総合審議会を以上で閉会させていただきます。北原会長、委員の皆様、ありがとうございました。

— 以上 —

午後2時50分 閉会

上記会議録は、事実と相違ないことを確認し、ここに署名押印する。

会議録署名人

会 長

委 員

問い合わせ先 千葉市都市局都市部都市計画課
都市景観デザイン室 河村
TEL 043-245-5307
FAX 043-245-5627
E-mail keikaku.URU@city.chiba.lg.jp